

[参考資料]

自治基本条例について — “住みよい自治のまちづくり”を進めるための「市の憲法」 —

	目	次
◎ はじめに		
※ 「地域主権」の概念・考え方		
1. 「自治基本条例」とは	1	
※ 「自治」とは、「地方自治」とは		
● 「自治」とは		
● 「地方市民」とは		
2. 自治基本条例制定の背景および条例制定の意義・必要性	2	
(1) 自治基本条例制定の背景		
① 昨今における地方行政を取り巻く政治状況の変化		
—— 国政レベルでの「国政レベルでの「地方分権」「地域分権」への取り組みの進展 ——		
i. 地方分権の推進		
※ 「地方政府」	3	
※ 今回の「地方分権」の特色		
※ 「地域主権」と「地方分権」の違い		
ii. 地域分権（都市内分権）への拡大		
※ “第3の分権”としての「地域分権」		
② 近時における社会状況の変化に伴う地方の政治・行政のあり方の再検討	4	
・再構築の必要性		
—— 地方の政治・行政への「住民参加」と住民と行政との「官民協働」と、それをとおしての「新しい公共」の創造 ——		
※ 「間接民主制」と「直接民主制」	5	
(2) 自治基本条例を制定する意義・必要性		
3. 越谷市における自治基本条例制定までの取り組み	6	
4. 越谷市自治基本条例の内容	7	
(1) 越谷市自治基本条例の性格 — 市民による、市民のためのまちづくり憲法 —		
(2) 越谷市自治基本条例の目的		
(3) 越谷市自治基本条例の特徴		
◎ 「越谷市自治基本条例」の特徴 整理図	8	
(4) 越谷市自治基本条例の構造		
◎ 「越谷市自治基本条例」の構造図	9	
(5) 越谷市自治基本条例の前文および各章の概説	10	
① 「前文」		
※ 「前文」の法的位置づけ		
※ 「自治」とは		
② 第1章 「総則」		
③ 第2章 「自治の基本理念と基本原則」		
※ 「自治の基本理念・基本原則」	11	
④ 第3章 「豊かな地域環境の創造」		
⑤ 第4章 「市民・コミュニティ組織」		
⑥ 第5章 「議会・市長等」		
⑦ 第6章 「参加と協働」		
⑧ 第7章 「条例の実効性の確保」		
※ 「自治基本条例推進会議の報告書（平成22年度）——「自治基本条例の実効性を確保するための課題について」	12	
※ 「自治基本条例推進会議の答申（平成23年度）——「自治基本条例の普及性について」		
◎ おわりに		

◎はじめに

昨今、基礎的地方自治体である多くの市町村では、“まちづくりの憲法”ともいえる「自治基本条例」の制定に関して積極的な取り組みが行われており、現時点で、全国の160を超える市町村が既に制定・施行し、その他多くの市町村も目下準備中である。

このように、多くの市町村において、自治基本条例の制定の動きが着実に広がりつつあることは、我が国の地方自治の進展にとって極めて好ましい状況と云える。

これらの一連の流れは、今日の我が国の政治・行政が、「国民主権・住民主権(市民権)」の理念に基づき、主権はあくまでも国民・住民にあることを再確認するとともに、地方の政治・行政は、「地域主権」の理念に基づき、その原点は住民の生活に密着した地方自治体にあるということを再認識することにある。

※「地域主権」の理念・考え方

「地域主権」の理念・考え方とは、地方自治体がそれぞれの地域において共有する自分たちの諸問題について、自らのことは自らが決定し、処理する権能(主権)を有するという前提に立って、國民に一番身近な自治体である市町村がまず主権をもち、その市町村の主権の預託によって都道府県が存在し、その都道府県の権限の預託によって国が成り立つという論理に立っている。

因みに、現在の民主党政権による政府は、「地域主権」の確立を公約に掲げ、それを具体的に実現していくための政策策定機関として、内閣府に首相を長とする「地域主権戦略会議」を設置し、平成22年(2010年)、國による義務づけ・棒づけの見直しや補助金の一括交付金化などを内容とする「地域主権戦略大綱」を閣議決定している。その中で、敢えて「地域主権」という言葉を使ったのは、「地方分権」という言葉には、地方自治体が國による権限・財源の分配を受け身で待つといった響きがあるということで、地方自治体が、住民主権の考えに基づき地域を主体的に運営していくという意味を強調するためであって、その内容は、基本的には、これまでの「地方分権」と軌を一にしたもので、その感を出るものではない。

わが越谷市においても、平成21年(2009年)6月、自治基本条例を制定し、同年9月から施行された。このことは、市民自身が、市民であることを更めて意識する上で、その意義は大きい。

しかしながら、このたびの条例制定が、越谷市政にとって、たしかに大きな第一歩とは云えるものの、条例を制定しただけではその目的が達せられたとは云えない。

その目的・究極目標は、条例の施行により、私たちのまち・越谷市を、より一層、「住みよい自治のまち」にしていくことにある。

そのためには、条例の今後の適正な運用等、行政サイド(執行機関としての行政当局および議決機関としての議会)の取り組みと、市民サイド(個人および集団としての市民)における条例制定に対する十分な理解と協力が不可欠である。

条例が制定・施行されてから早や3年が経過し、その中で、様々な取り組みがなされてきた。例えば、市の総合振興計画策定過程における市民・地域住民の従来にも増した積極的な参画、「市長とふれあいミーティング」など市民との対話の場への市長の積極的な参加、「市民の提案制度」等の更なる活用、市民主体の市政に対する職員の意識変化、更には、議会による学生議会の開催や先般の市民活動支援センターの開設等々、行政側としては精力的に対応し、効果をあげてはいる。

しかしながら、市民への普及・浸透といった点では必ずしも十分ではなく、市民サイドにおける理解・反応については、未だしの感がないでもない。

今後、市民や市当局の地道な努力の積み重ねをとおして、本条例の制定が、市民主体のより良い市政の実現に向けて、更に有効に機能していくことを大いに期待したい。

1. 「自治基本条例」とは

「自治基本条例」については、何をもって自治基本条例とするか、その定義については、いまだ確たるものはないが、一般的には、「自治基本条例」とは、市等の地方自治体において“自治のまちづくり”を進め、真の地方自治を実現するための基本ルールとされている。

すなわち、まちづくりの理念・目的・目標・方法等、まちづくりの基本的考え方や進め方などを定めた地方自治体の憲法に相当する最高規範、“まちの憲法”として位置づけられている。

※ 「自治基本条例」の名称については、「まちづくり条例」「参加と協働のまちづくり基本条例」「市民自治基本条例」など、市町村によって様々である。

それは、地方自治体における自治の基本理念・基本原則、まちづくりの基本的方向・目標・将来像や、行政運営の仕組みや手続き等の基本ルールなど、まちづくり・自治体運営に関する基本的事項を定めるとともに、住民（市民）の権利および責務、首長・行政、議会等の役割と責務などを定める基本的・総合的な条例である。

そして、他の条例・規則等の解釈・運用ならびに基本構想・基本計画やその他の諸計画の策定および施策の施行などのすべてにおいて、その拠り所となる最上位の規範としての性格をもっている。

したがって、他の条例・規則等の制定や計画の策定等、市政のあらゆる施策はこの条例に基づき実施されることになり、例えば、自治体が策定する総合計画も、理念・目的・作り方等は自治基本条例に定められることになり、総合振興計画に対しても上位に位置づけられる。

具体的な内容については、地方自治体によって若干の差異があるが、概ね、①まちづくりの方向性・将来像、②行政運営の仕組み・手続き等の基本ルール、③市民の権利（生活権、市政への参加、情報公開請求権など）、④市（首長・議会・職員）の義務・責任、⑤市民の責務、事業者の責務、⑥住民参加、市民協働や住民投票の仕組み・手続き、⑦N P Oへの支援、⑧他の条例、計画との関係（最高規範性）などの内容で構成されている。

※ 「自治」とは、「地方自治」とは

「自治」とは、一口に云えば、読んで字の如く「自ら治めること」、すなわち、「自分たちのことは、自分たちで自主的・自立的に処理すること」である。

通常は、政治・行政用語として使われることが多く、中央政府から独立した地方団体（「地方政府」）による「地方自治」という、中央政府による「官治」に対する言葉として使われている。つまり、「地方自治」とは、地方の政治・行政に、「自治」の原理を当てはめたもので、したがって、ここで云う「自治」とは、「地方自治」を指す。

● 「自治」とは

「自治」とは、このように「自分たちのことは、自分たちで自主・自立的に処理する、すなわち、自主・自立性をもって事に当たることを」を意味している。

ここにいう「自主・自立的」、「自主・自立性」とは、物事を他に頼らず、他の支配も受けずに、独立して自立的に行うとともに、物事を自らの主体的な意思・判断で行い、かつ、それに従い自らを律し、自ら責任をもって自主的に行う行為・態度を云う。

つまり、「自治」の本質は、他者に対して自立的・独立的であるという「自立性」と、自己に対して自主的・自律的であるという「自主性」の2つの要素で成り立っており、両者はその内容において重なる部分が多く、相互に密接に関連し合っている。その本質は、「自主性」と「自立性」にある。

この2つの要素の違いは、前者の『自立性』が、他に従属せず、他の助けを借りないで自力で自立的に行動する「自立・独立」といった対外的な側面に重点を置いている行為・態度を指すのに対して、後者の『主体性』は、他者によって導かれるのではなく、自分の意思・判断によって自ら責任をもって自主的に行動する「自律・自己統治」といった対内的な側面に重点を置いている行為・態度を指す点にあると云える。

● 「地方自治」とは

「地方自治」という言葉は、「地方」（空間的な広がりをもった一定の地域、例えば、都道府県・市町村、あるいは、市町村内の各地域・コミュニティ）という地域共同社会に「自治」の原理を当てはめたもので、都道府県・市町村など、国家の領土の一定の地域を基礎とし、その地域内に住む住民を人的要素として、その地域内の政治・行政を行うために、國から独立した人格を有する地方団体（法律上は「地方公共団体」、通常は「地方自治体」、あるいは単に「自治体」と呼ばれている団体）の存在を認め、一定範囲内でその地域を統治する権限を國家から与えられ、しかも、この地方団体における政治・行政は住民自らの意思と責任に基づいて行うとする政治形態をいう。

つまり、住民生活に密接に関わる地域の共通の仕事は、国家から切り離して地域共同体の手に委ね、地域住民の意思と責任に基づいて自主的に処理させるべきだという考え方に基づくもので、それは、主権者としての住民およびその信託を受けて政治・行政を行う地方自治体が、自分たちのまちは自分たちで責任をもつ

て自ら治めることをいい、「地方自治の本旨（基本理念）」であるところの「団体自治」（地方自治体という国から独立して固有の権能や機関をもった地方団体を設け、当該地方自治体における政治・行政は、その団体の権限と責任において処理すべきであるという考え方・理念）、および、「住民自治」（その地域における政治や行政は、そこに住む地域住民自らの意思と責任において行うべきであるという考え方・理念）から成る「自治」を意味する。

▲ なお、各自主より「地方自治の詳細については、別添付資料「住みよい自治のまちづくり」P3以降を参照

2. 自治基本条例制定の背景および条例制定の意義・必要性

(1) 自治基本条例制定の背景

自治基本条例制定の背景については、大きく分けて2つあり、一つは、昨今における地方行政を取り巻く政治状況の変化、いま一つは、近時における社会状況の変化に伴う地方の政治・行政のあり方の再検討・再構築の必要性とがある。

① 昨今における地方行政を取り巻く政治状況の変化

—— 国政レベルでの「地方分権」「地域分権」への取り組みの進展 ——

今日、「地方の時代」といわれるよう、最近における国から地方への「地方分権」の大きな流れがあり、更にこれを拡大発展した形で、住民に身近な基礎的自治体としての市町村において、市町村から当該市町村内の各地区・地域への「地域分権」の推進など、国政レベルでの地方分権への取り組みの進展がみられる。

とりわけ、平成12年4月に「地方分権一括法」が施行されたことにより、国と地方自治体は、対等・協力の関係になり、条例制定権の範囲が拡大するなど、地方自治体が自主的・自立的に行う領域が格段に広くなっている。

このことは、地方自治体が、住民とより近い立場で自治行政を運営していくなければならないことを意味し、地方自治体はこれまで以上に自主性・自立性と責任感をもち、住みよい、魅力あふれるまちづくりを進めていくことが求められているということになる。

i. 「地方分権」の推進

今日、我が国における政治・行政全般を通して、住民の生活に密着したサービスを行う地方行政の役割の比重が増しつつあるところから、地方自治体をこれまでのような国の下請機関的な性格のものとしてではなく、「地域主権」の理念に基づき、自立した地方自治体として、国と対等な「地方政府」的な性格のものへと位置づける方向にある。

※ 「地方政府」

国レベルにおける地方自治に関する検討の中で、平成19年（2007年）に発足した地方分権改革推進委員会の「基本的な考え方」の中で、「地方政府」という概念を導入し、「中央政府」という概念に対して、地方自治体を、地元有志の政府から自立した「地方政府」として位置づける方針を打ち出している。

すなはち、国（国家としての「中央政府」）から地方（包括的地方公共団体としての都道府県、および基礎的地方公共団体としての市区町村の地方自治体）に政治・行政機能を委譲することにより、地方自治体を、「中央政府」としての国から独立した「地方政府」として位置づけようとするという発想である。

このように、政府当局として、はじめて、その正式文書の中で、地方自治体に対して、自立した「地方政府」という表現に変える方針を掲げた背景には、近年、中央政府に対して地方公共団体の統治機構を「地方政府」と呼び、中央政府対地方政府および各地方政府間の関係を「政府間関係」として捉えることが、地方自治概念を構成する上で有効であると提唱されていることが大きく影響している。

なお、他都市の自治基本条例では、このような動きを反映して、既に岐阜市の条例が、また、現在、制定作業進行中の鎌倉市の条例においても、その解説部分の中でこの概念を導入している。

そこで、国では、「地方のことは地方にまかせる」との考え方の下に、地方への分権を通して地方自治体の権限をより拡大していくこと、既に、平成7年（1995年）の「地方分権推進法」および平成12年（2000年）の「地方分権一括法」等の制定により、国の事務の地方への大幅移譲、地方自治体のより一層の自主・自立を前提とした国と地方自治体の関係および包括的地方公共団体である都道府県と基礎的地方公共団体である市町村の関係の対等化を打ち出した。

これにより地方自治体は、これまで以上に主体性をもってまちづくりを進めていくことが求められている。

なお、今回の「地方分権」は、従来から云われてきた「国からの権限委譲を前提とした『地方分権』」ではなく、地域は、国からの権限委譲をまつまでもなく、元々、固有の権能としてもっているという「地域主権」の原理に基づく『地方分権』として意味づけられたところに特徴がある。

※ 今回の「地方分権」の特色 —— 「地方分権」から「地域主権」への発想の転換 ——

今回の「地方分権」への動きは、明治維新における幕藩体制から天皇制国家への変換を図った「明治における改革」、終戦後、新しく制定された憲法の規定に基づき天皇主権から國民主権への「昭和における改革」に次ぐ、「平成における改革」である。

今回の「地方分権」の特色は、これまでの2回の改革を通じて変わることのなかった、国をトップする「国—都道府県—市町村—住民」という上下関係の構造を、「住民」をトップにして、「国—都道府県—市町村」を並列的な関係に置き換えたことである。

つまり、今回の「地方分権」の発想は、これまでのような国から地方への権限の委譲、すなわち、国からの分権あっての「地方分権」ではなく、元来、國民に一番身近な自治体である「地域」としての「地方」が本来的にもっている権能という位置づけを前提とした「地方分権」という意味合が強い。

※ 「地域主権」と「地方主権」の違い

「地域主権」という理念は、先に「はじめに」において触れたように、「地方主権」という理念に対し、地方が主権をもつという「広い意味での『地方主権』」という点では共通しているが、「狭い意味での『地方主権』」が、国から地方への権限の委譲という「地方分権」を前提としているのに対し、「地域主権」は、元来、國からの分権あっての「地方分権」ではなく、國民に一番身近な自治体である「地域」としての「地方」が本来的にもっている権能という位置づけを前提とした「地方分権」という意味合が強い。

つまり、「地域主権」の考え方は、地方自治体がそれぞれの地域において共有する自分たちの諸問題について、自らのことは自らが決定し、処理する権能（主権）を有するという前提に立って、國民に一番身近な自治体である市町村がまず主権をもち、その市町村の主権の預託によって都道府県が存在し、その都道府県の権限の預託によって國が成り立つという論理に立っている。

その点で、「地方分権」が、「まず、國家が存在し、その承認の下に地方の権限が認められる」という独創型の伝統説を前提としているのに対し、「地域主権」の発想は、「はじめに地域ありき。そして、その地域の統合体として中央國家が成立する」という英米型の在来説を前提としている。

ii. 「地域分権」（「都市内分権」）への拡大

一方、基礎的地方公共団体である各市町村にあっては、このような地方分権の流れを受けて、更にその事務・権限を、地域社会の実態に即して地域へ移譲する「都市内分権」とも云われる「地域分権」を模索している。

つまり、これまでのような形での「地方分権」と異なり、「地域分権」という発想のもとに、地域と行政との“協働”的下にまちづくりを進めていくこうという試みである。

この「地域分権」は、「地方分権」の理念（地方のことはできるだけ地方自治体で決めるという考え方）を踏まえ、自分が住んでいる身近な地域をどんな地域にするかを、これまでのように役所まかせ、議員まかせにするのではなく、その地域に住む自分たちで考え、選択・決定し、しかも、その決定に基づき、責任をもって行動するという自己決定・自己責任の原則に基づいている。

それは、地域分権を拡充し、地域のことは地域の住民が自ら考え、実行することができるよう、行政の権限の一部を地域組織に委ねようとするものであり、このことは地方自治の重要な要素である。

※ “第3の分権”としての「地域分権」

「地方の時代」と云われる中で、従来のような形での「地方自治」の推進、すなわち、國から都道府県への「第1の分権」、都道府県から市町村への「第2の分権」といった形の「地方分権」の拡大と合わせて、「第3の分権」ともいわれる市町村等の当該自治体内における各地域社会への「地域分権」を基調とする「地域自治」の重要性が強調されてきている。

ここでいう「地域自治」とは、地方自治の二大理念であるところの「団体自治」と「住民自治」の考え方を、市町村という地方自治体レベルだけでなく、市町村等の基礎的公共団体の区域の中の個々の地域社会レベルにまで発展させたもので、地域社会が、市町村からある程度自立したコミュニティとして、「自分たちのまち・地域の運営は自分たちの責任で進める」、「地域のことは、地域の住民が自ら考え、実行する」、「自分たちのまち・地域は自らの手でつくる」という考え方・理念である。

そして、この「地域分権」を推進するため、市などの地方自治体では、その区域の中に、「地域分権」の担い手として、市の権限に属する事務の一部を握り、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する「地域づくり組織」を設けようとする動きが強まっている。そこでは、市は、各種計画の策定

や政策形成に当たって住民の意思を可能な限り反映するとともに、地域づくり組織の自主性および自立性の尊重を前提に、当該組織の意向によって、事務事業の一部を当該組織に委ねることができ、その場合、市は、その実施に関わる経費等について必要な措置を講じなければならないとしている。

このような「地域分権」を具体的に推進するため、例えば、愛知県豊田市では、自治基本条例の中に、「都市内分権」という形で条項を設け、その担い手として、市の権限に属する事務の一部を担い地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する「地域自治区」を設置している。また、三重県名張市では、同じく自治基本条例の中に、「地域づくり」という条項を設け、地域分権の担い手として、市及びその他の組織と連携しながら地域づくりを行う「地域づくり組織」を位置づけている。

ちなみに、平成16年（2004年）の地方自治法改正で、団体自治・住民自治の充実強化を図る観点から、市町村内の一定区域を単位として、地域住民の意見を行政に反映させるとともに、行政と住民との連携を強化するために、市町村の判断によって「地域自治区」と称する学校区などを単位とした行政区型の新しい行政区域を設置することができるようになった。

「地域分権」を推進しようとする背景には、一つは、「地域社会の質的変化」がある。都市化に伴う地域社会における連帯感の希薄化、自主・自立性の後退などが顕著となり、このため、健全かつ自立した「地域社会・コミュニティ」としての主体性の向上や住民同士の絆の再生を図る必要がある。

更には、昨今における地方自治体の財政難がある。低成長経済の影響を受けて、税収が従来ほど見込めず、地方自治体の財政は逼迫し、住民の行政に対するニーズに十分対応できない状況にあり、そのため、行政サービスを見直し、肥大化した「官」のスリム化を図る必要がある。

「地域分権」を基本理念とする新しい自治システムは、地方のことはできるだけ地方自治体で決めるという『地方分権』の延長線上のシステムとして、地域のことは地域の住民が自ら考え、実行することができるよう、行政の権限の一部を地域組織に委ねるとする『地域分権』（『都市内分権』）をとおして「地域自治」を確立することである。

② 近時における社会状況の変化に伴う地方の政治・行政のあり方の再検討・再構築の必要性

—— 地方の政治・行政への『住民参加』および住民と行政との『官民協働』と、それらをとおしての『新しい公共』の創造 ——

今日、私たちを取り巻く社会状況は、少子高齢化・人口減少化や市民ニーズの多様化、人々のライフスタイルや価値観の変化など、大きく変わりつつある。

そして、これに伴い行政ニーズは益々、高度化・多様化するとともに、一方で、財政難をきたしており、これらの公共部門を取り巻く構造的変化に対応するためは、これまでのような行政が大部分の公共を担い、民間はそれを補完するといった行政サービス提供のあり方を再検討する必要に迫られている。

このため、行政と住民（団体および個人）が対等の立場でそれぞれの特徴を生かした新たなパートナーシップのもとに、政治・行政に積極的に「参加」するとともに、官と民が互いに「協働」しながら、「新しい公共」の創造という発想を踏まえ、より良いまちづくりに主体的に関わっていくという姿勢が求められている。

つまり、これからは、国や社会の問題を自分自身の問題として考え、そのためには積極的に行動する姿勢が大切であり、そのためには、「政治・行政への住民参加」（政治・行政の運営において住民の意見が直接反映されること、またそれが保障される政治の仕組み）を積極的に取り入れ、「公共分野における行政と住民による官民協働」（行政の運営において行政と民間（市民および企業）とがお互いに連携・協力していくこと、またそれが保障される政治・行政の仕組み）を推進するとともに、従来「行政が担ってきた公共領域」や企業等が担ってきた「私的領域」ではカバーすることのできない官民にまたがる「第3の行政領域」における行政と民間との協働の構築を図る「新しい公共」分野を創造するなど、地方自治行政における「新しい行政システム」の構築の必要性が生じてきている。

そのためには、社会・国家の形成に主体的に関わっていくとする意識をもった市民・国民の育成を図ることが必要であり、自らが社会づくり、地域づくりの主体であるという自覚の下に、政治や社会に関する豊かな知識や判断力、批判的精神を

もって自ら考えるとともに、個人の主体的な意志により、自分の能力や時間を他人や地域・社会のために役立てようとする、つまり「社会公共」のために積極的に行動する意識や態度を涵養することが大切である。

また、人口減少社会の到来により、これまでの人口増・税収増を前提とした「行政が何でもやる」といったこれまでのような行政のあり方では、様々な問題に対応し切れず、十分な市民サービスが提供できなくなり、市民と政治・行政の関わり方を根底から見直さざるを得ない状況となっている。

そして、このような市民の声をより一層市政に反映させ、“参加と協働”“新しい公共の創造”を前提とした市政の運営体制を確立するためには、現行の議決機関である「議会」および執行機関である「市長等の行政当局」の2元代表制に基づく「間接民主制」を補うものとして、市民の声をよりきめ細かく市政に反映させるために、市民の市政への直接参画といった「直接民主制」の制度をより拡充し、両者の併用による相乗効果が期待される。

※ 「間接民主制」と「直接民主制」

我が国の法制度においては、「間接民主制」（国民・住民の選挙権の行使に基づく公の選挙で選ばれた代表者を通じて、政治・行政に間接的に参画するシステムであるところから、「代表民主制」ともいう）を前提として、それに一部、「直接民主制」（国民・住民が国政・地方政治に参画するに際して、代表者を通じてではなく、直接自らが選挙権以外の参政権行使するシステム）を取り入れるといった混合型の政治体制をとっている。

● 間接民主制

地方政治における間接民主制は、「二元代表制」（執行機関としての首長と議決機関としての議会とは、それぞれ独立・対等の機関として位置づけ、それを前提として、協力・牽制の関係にあるという政治形態）をとっている関係から、議決機関を構成する議員だけでなく、執行機関として、また地方公共団体を代表する立場にある首長（都道府県知事および市町村長）も選ぶ形となっている。

● 直接民主制

「直接民主制」に基づく「直接参加制度」としては、一般的には、「イニシアティブ（国民発案・住民発案制度）」、「レファレンдум（国民投票・住民投票制度）」、「リコール（議会の解散および議員・首長等に対する解職請求制度）」などがあるが、このほか、我が国の制度として、地方政治レベルでは、地方自治法に定める「住民監査請求」と「事務の監査請求」、「住民訴訟（執権者訴訟）」、「首長等の個人あるいは会計や予算執行に対する損害賠償・請願・陳情がある。

なお、このほか、法律上の規定はないが、公聴会・市民集会・地区懇談会・市民委員会の開催、アンケート調査・パブリックコメント、審議会や委員会の設置およびそれへの住民の参加、モニター制度の活用、首長への手紙などがあげられる。

(2) 自治基本条例を制定する意義・必要性

「なぜ、自治基本条例を制定する必要があるのか」、その制定意義については、以上のような背景を踏まえ、市民が納得する市政を進めていくためには、市民が主権者であることをあらためて確認し、その市民が主役となって自主的な判断と責任に基づく自主・自立のまちづくりを行う必要がある。

そして、そのためには、「市民の市政への参加・参画を前提に、市民と市がどのように協働・連携し、まちづくりを進めていくか」、その考え方やルールなどを定める自治基本条例の制定が必要不可欠である。

自治のまちづくりには、市民、そして議会や行政が、お互いに共通の理解と認識とをもって、それぞれの役割を果たし、共に支え合い、一体となって行動していくなければ達成することはできない。そこで、これらの主体・担い手が、今後、共通の目的・目標に向かって積極的に行動していく上で、互いに共有すべき考え方や実際の市政運営に関する基本的ルール・仕組み等を定めておく必要があり、そこに自治基本条例を定める意義がある。

自治基本条例の制定および本条例に対する市民の理解を通じ、市民の声がより一層、市政に反映され、市民としてまちづくりに参加する喜びを実感すると同時に、一人一人の市民が、市政をより身近な存在として感じ、市政を自分たちのもの、自分たち自身で支えるべきものという意識をもつ中で、自分たちのまちとして愛着と誇りと希望をもって、自ら作り上げていこうという気構えをもって積極的に行動する一つのきっかけにすることが期待できる。

「自治基本条例の制定によって何が変わらるのか」、それは、市民の声をこれまで以上に市政に反映することができる市民が主役の「自治のまち」の実現に一歩近づくとともに、究極的には、「市民が安全で安心して快適に暮らせる、より住みよい、より魅力あふれるまち」の実現につながることになる。

※ 越谷市では、この自治基本条例に基づき、昨年、市のまちづくりの指針となる「総合振興計画（第4次）」を策定したが、その策定にあたっては、本条例の趣旨を踏まえ、従来にも増して市民の声を反映させるために、総合振興計画審議会（公募委員10名、各種団体委員14名、地域団体委員13名、学識経験者3名の40名で構成）のほか、地区まちづくり会議（計65回）、市民懇談会（計7回）等を数多く開催するとともに、パブリックコメント（29名、171件）、市民アンケート（個人・団体を含め160通）を通じ、多くの市民の参考にした。

3. 越谷市における自治基本条例制定までの取り組み

まず、平成19年7月に、市によって、条例の制定を目指して行くにあたり、基本的な考え方や条例づくりの進め方についての概要を示した「（仮称）越谷市自治基本条例制定基本方針」が定められた。

同年8月には、市主催による「自治基本条例に関する講演会」が開催され、9月からは、市民の自主的な運営による「越谷市自治基本条例（仮称）に関する勉強会」がスタートし、平成20年1月まで継続的に8回開催され、3月には、勉強会でまとめた「報告書」を市長に提出された。

そして、平成20年4月からは、公募による委員を中心とした「越谷市自治基本条例審議会」（26名の公募委員と4名の学識経験者で構成）が設置され、「自治のあり方の基本的事項を定める条例の制定に関する事項について」、市長から諮問があった。

審議会においては、まず、条例に盛り込む内容を検討を行い、8月には「（仮称）越谷市自治基本条例骨子案」をまとめた。そして、8月下旬から10月上旬にかけて、骨子案に関する地区懇談会や自治会連合会（市全体の連合会および13の地区連合会）、NPOなどの各種団体、高校生などとの各種懇談会やパブリックコメントを実施し、更なる検討が加えられた後、12月には、「（仮称）越谷市自治基本条例素案」をまとめ、骨子案のときと同様に「素案」について、市内13地区への説明会やパブリックコメントを実施し、これらの意見を参考にしながら、平成21年3月に市長に答申した。

その後、市において、平成21年6月の議会に条例として提案、可決され、同年9月から施行された。

なお、審議会においては、市民自らがつくる自治基本条例という性格から、条例の内容はもちろんのこと、審議会の進め方から懇談会・説明会の内容に至るまで、行政主導・事務局依存型ではなく、すべて、審議会の委員自身が主体性をもって、白紙の状態から手づくりで取り組んだ。

また、審議会の委員の意見だけでなく、より多くの市民の意見を答申に盛り込むことが重要だという考え方から、多くの市民を集めるためにいろいろと工夫をした。

※ 例えば、審議会主催の懇談会では、委員が作成した映像を用い、紙芝居風の物語をつくりたり、委員一人一人が、例えば、おじいちゃん役や女の子役、大学生のお兄さん役をやりたりして、物語中の登場人物を演じたりしながら、自治基本条例を生活者の視点で説明しました。また、委員の演奏によるサックスやピアノによるコンサートなどのイベントも開催しました。

このような活動を、コツコツと積み重ねてきた結果、懇談会・説明会と意見公募手続き、いわゆるパブリックコメントでは、延べ956名の市民の方から977件という沢山のご意見をいただくことができた。

また、審議会では、8.9回の会議と、40回の公団会・発明会を合わせて、129回の活動を行いました。審議会での検討が佳境に入ってきた頃には、休日を利用した、午前と午後にまたがる1日の会議や夜11時を過ぎるまでの会議が開催されるなど、大変熱心な議論をした。

このような審議会の審議のやり方は、これまでの越谷市の審議会とは異なる全く異なる新しい試みであったので、時間もかかり、また、多くの苦労もありましたが、地区的皆さんやNPOなどの市民活動団体の皆さん、またパブリックコメントにより意見を提

出していただいた皆さんとの『チカラ』を集めることができたことは大変有意義であったと感じている。

4. 越谷市自治基本条例の内容

越谷市では、この自治基本条例を「“参加と協働”による“市民主体”的『自治のまちづくり』」をすすめるための基本となる条例、最高規範と位置づけている。

(1) 越谷市自治基本条例の性格 —— 市民による、市民のためのまちづくり憲法 ——

この条例は、越谷市における自治のまちづくりを推進するための、市民自身の手づくりによる、市民のための、市民の条例である。云うなれば、アメリカ第16代大統領、エブラハム・リンカーンの名言、「人民の、人民による、人民のための政治」という言葉を、そのまま、「越谷市の自治基本条例の性格」としたものである。

また、本条例は、いわば、“市の憲法”とも云うべき市政運営の最高規範（他のすべての条例、計画等の拠り所・基本となる法規範）として位置づけられている。

(2) 越谷市自治基本条例の目的

この条例は、越谷市における自治のまちづくりの基本理念および目標ならびに市政に関する基本的事項を定めることにより、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図り、「住みよい自治のまちづくり」に寄与することを目的としている。

ここでいう「市政に関する基本的事項」とは、越谷市におけるまちづくりの基本目標および自治の基本理念（基本となる考え方）および基本原則（基本となる進め方）ならびに市民の権利・責務、議会および行政の権限と責務、市政運営の基本的なルール・仕組み・手続き等をいう。

また、「自治の推進」とは、眞の地方自治の確立、すなわち、地方自治の本旨である「住民自治」と「団体自治」をより確かなものにするために、参加と協働による市民主体の自主・自立の自治のまちづくりをすすめていくことを意味し、また、「豊かな地域環境の創造」とは、人々の暮らしと環境を大事にすることを基本に、自然、歴史・文化、産業、人間関係など、ハード・ソフト両面での市民の生活環境を整備すること、云い換えれば、安全・安心・快適で楽しくいきいきと暮らせる住みよいまちづくりを意味する。

(3) 越谷市自治基本条例の特徴

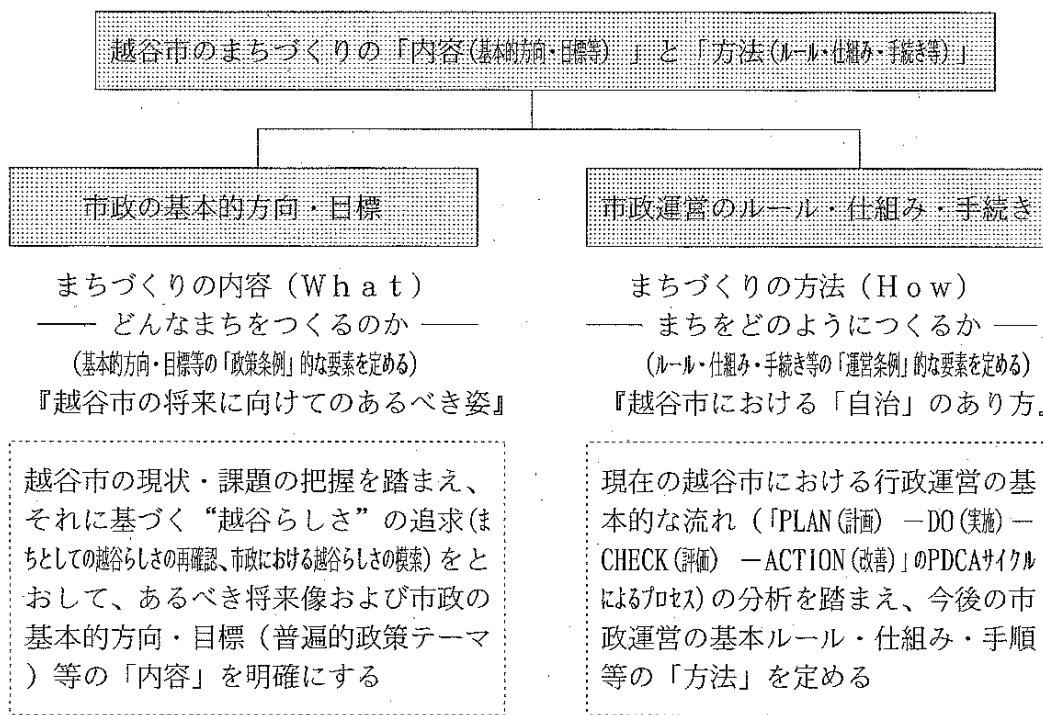
本条例の特徴の一つは、「越谷市というまちをどのような形で運営していくか（まちづくりの“方法（How）”）」だけでなく、「越谷市というまちをどんなまちにしていくのか（まちづくりの“内容（What）”）」にまで踏み込んだ点である。

一般に、自治基本条例は、まちづくりの進め方・方法（How）を定める運営条例的な性格のものが多いが、越谷市の場合は、運営条例的な性格を基本にしながらも、そこに、まちづくりの基本的方向、将来に向けてあるべき姿・ヴィジョンといったまちづくりの目標・内容（What）を定める政策条例的な要素を加え、両者の性格を併せもった条例としている。

つまり、一つは、上述のように、「自治の推進」（市民が主役の「自治のまちづくり」）という「眞の自治の確立に向けてまちづくりをどのように進めていくか」といったまちづくりのルール・仕組み・手続き等の“How”（方法）としてのまちづくり（第4次総合振興計画における「人と地域が支える都市」の実現）、いま一つは、「豊かな地域環境の創造」（安全・安心・快適で楽しくいきいきと暮らせる「住みよいまちづくり」）という「市民のより良い暮らしの実現に向けてどのようなまちをつくるのか」といったまちづくりの方向・目標等の“What”（内容）としてのまちづくり（（同上）での「水と緑と太陽に恵まれた安全・安心・快適都市」の実現）の両方について規定したことである。

※ なお、総合振興計画や個々の分野別計画等における計画について、その具体的な内容は、あくまで、時の首長や議会等の政策決定の中で決められるべきものであり、したがって、自治基本条例においては、そこに時代を超えて流れる永久不変の基本理念・基本的方向、すなわち、市政の基本的方向・目標・将来・ヴィジョン・普遍的テーマといったまちづくりの基本的部分に限定すべきである。

● 越谷市自治基本条例の特徴 整理図



本条例のいま一つの特徴は、できるだけ市民に分かり易い内容構成にするとともに、その記述形式も「です・ます体」を使い、親しみやすさに配慮した点である。

とかく、市が制定する条例等の法規は、正確性を期すあまり、その表現が役所的で難解なものが多いが、自治基本条例は市民自らの行動に直接関連する条例であるだけに、その内容が一般市民にとって十分理解できるものにした。

(4) 越谷市自治基本条例の構造

越谷市自治基本条例は、「前文」および7つの章から成り立っており、全体として、「総論」「各論」「補則」の3つの部分に分かれ、体系的に整理されています。

「総論」では、一つは、本条例の制定趣旨、目的、最高規範としての位置づけなど、本条例の基本的考え方を、いま一つは、越谷市のまちづくりの基本目標として、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」の2つの柱について定めている。

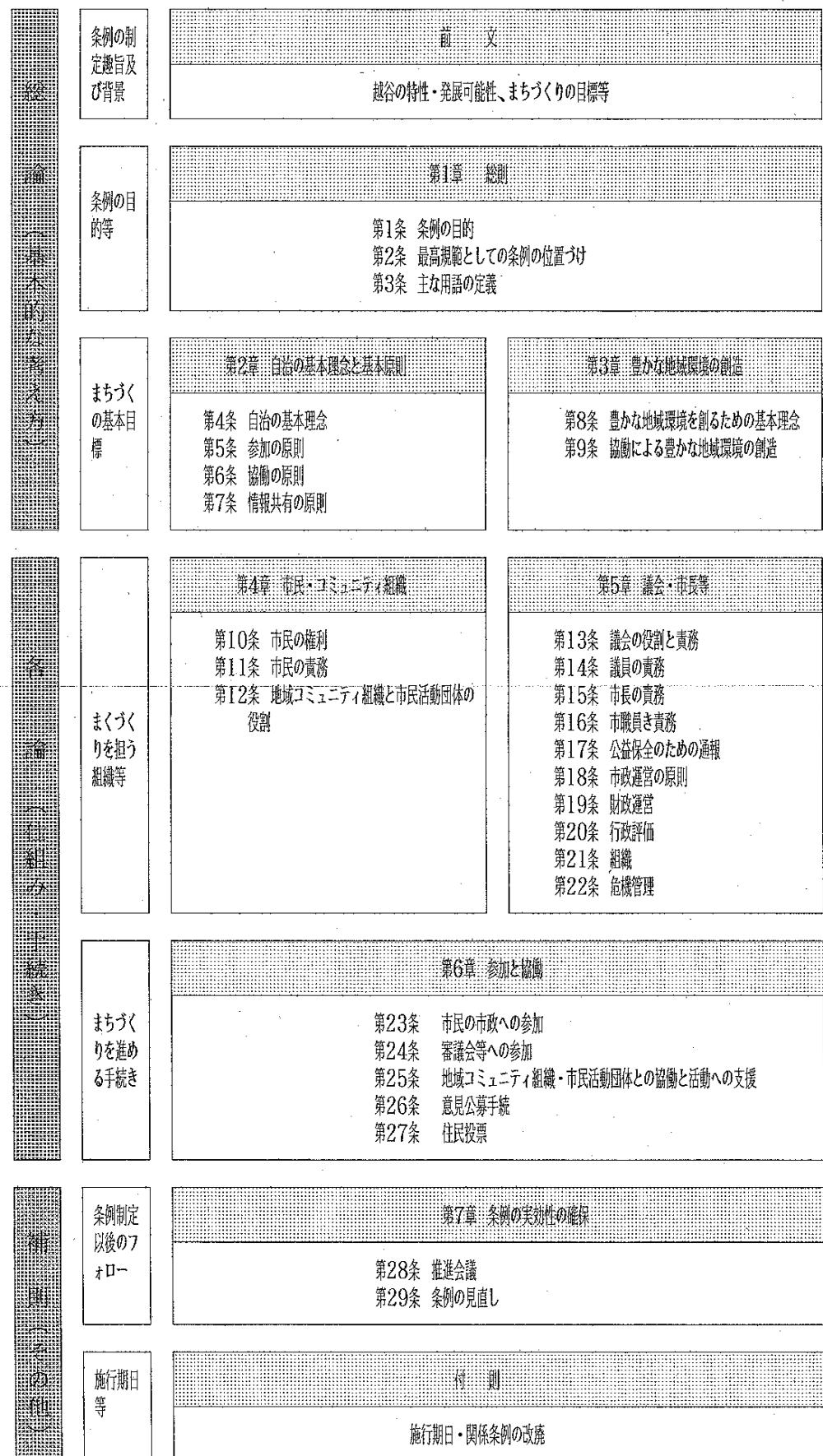
また、「各論」の部分では、一つは、まちづくりの担い手としての市民やコミュニティ、議会や市長等の役割など、まちづくりを支える仕組み・組織や行政運営の原則等、いま一つは、市民の参加と協働など、まちづくりを進めるまでの手続きなどについて定めている。

※ まちづくりは、主権者としての「市民」、そして、その信託を受けて実際の市政運営を行う「市長等」と「議会」の3者で担われている。

「市長」は、まちづくりへの積極的な参加、発言と行動への責任、行政サービスに伴う負担の分担、地域の交流・連携を担い、また、「市長等」の執行機関は、行政サービスの向上と市民福祉の増進、効率的・効果的・透明性のある市政運営、分かりやすい情報提供や政策の立案・実施・評価のそれぞれの過程での説明責任などを果たし、議決機関としての「議会」は、立法機能、政策立案機能、監視機能、開かれた議会運営を果たしている。

そして、「補則」では、本条例の実効性を確保するための仕組みなど、条例制定以後のフォロー等について定めている。

「越谷市自治基本条例」の構造図



(5) 越谷市自治基本条例の前文および各章の概説

① 前文

「前文」ではこの条例の制定趣旨や目的、基本的な考え方、決意等について述べている。

まず、越谷市の特性（まちとしての越谷らしさの再確認、これからの市政における越谷らしさの模索）や発展可能性などについて明らかにし、どのようなまちづくりを目指すかについて述べるとともに、まちづくりの基本理念と将来の市政に対する市民の思い・願い・決意を簡単な表現で述べている。

※ 「前文」の法的位置づけ

「前文」は、一般的には、それ自体として必ずしも法的拘束力をもつものではなく、本文で定める個々の条項と一緒にとなってはじめて法的效果を發揮するものとされている。

つまり、条例全体を通しての理念を表す精神規定として、各条文を解釈する上で、その前提となる考え方や指針を示すものと位置づけられている。

そして、この条例に対する市民の理解を通して、一人一人の市民が、市政を自分たちのものとしてより身近に感じ、自ら支えるべきものという意識をもつ中で、市民としてまちづくりに参加する喜びを実感し、越谷市を真に自分たちのまちとして自ら作り上げていこうという気構えをもって積極的に行動していくべきことを強調している。

また、越谷市における自治のまちづくりをより一層推進する力として、市民および市の「自治力の向上」に努める必要のあることについて触れている。

※ 「自治力」とは

「自治力」とは、地方自治体やその地域内にある各地域の自ら治める力、すなわち、行政や市民・地域住民が主体となって自治のまちづくりをより一層推進する力としての自己決定力、自己解決力、自己責任力をいい、これには、市全体の自治力と市内各地域（地域社会・コミュニティ）の自治力がある。

「地方自治の本旨」である「住民自治」と「団体自治」を確立することを基本としている「自治のまちづくり」を、市民・議会・市長等が自己決定と自己責任によりすすめていく上で欠かすことのできないキー・コンセプト（全体を貫く統一的で重要な視点・考え方）として位置づけている。

更に、越谷市における自治のまちづくりには、市民、そして議会や行政がお互いに共通の理解と認識をもって、それぞれの役割を果たし、共に支え合い、一体となって行動していかなければ達成することができないことを前提に、これらの主体・担い手が、今後、共通の目標に向かって、積極的に行動していく上で、互いに共有すべき考え方や実際の市政運営に関する基本的なルール・仕組み等を定めるために市政の最高規範として定めたことを述べている。

② 第1章「総則」

第1章の「総則」では、本条例の目的として、条例の内容について総括的に定めるとともに、条例の制定によって達成すべき究極の目的を示している。

そして、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図ることで、住みよい自治のまちを実現することについて明らかにしている。

また、本条例の性格として、この条例を市政運営の最高規範（他のすべての条例・計画等の拠り所・基本となる法規範）として位置づけている。

法体系上、一般的には、どの条例も、そこに上下関係はないとしているが、本条項の規定を設けることで、本条例が、市が定める他の条例・規則等の解釈運用においてその拠り所となる最高規範性を担保している。したがって、新たに市の条例・規則等を制定する際には、本条例の趣旨に適合するよう十分に配慮するとともに、これまで制定された市の条例・規則等の中に本条例に反する規定がある場合には、その条例・規則等を速やかに改正あるいは廃止をしなければならない。

※ 越谷市では、昨年、市のまちづくりの指針として、市が行うすべての施策や事業の根柢となる最上位に位置する計画である「第4次総合振興計画」（2011年～2020年を期間とする「基本構想」と、2011年～2015年を期間とする「前期基本計画」から成る）を策定したが、この基本構想・基本計画は最高規範である自治基本条例に基づいて策定・実施されている。

③ 第2章「自治の基本理念と基本原則」

第2章の「自治の基本理念と基本原則」では、「自治の推進」を具体化するための基本理念と基本原則について述べている。

この章では、「人間尊重（一人一人が人間として尊重されること）」や「市民主権（市民が主役になってまちづくりをすすめること）」を基本に、自治のまちづくりに取り組むことを自治の基本理念として明らかにしている。

つまり、「市民主権」の考え方に基づき住民の政治上の権利（参政権）を保障するだけでなく、その前提として、「人間尊重」の考え方に基づき人間としての権利（自由権的基本権や生存権的基本権を含む基本的人権全体）に対しても十分配慮するという観点からこの2つを基本理念として位置づけている。

また、(i) 市民参加の推進、(ii) 官民協働の推進、(iii) まちづくりに必要な情報の共有を自治の基本原則として明らかにしている。

※ 「自治の基本理念・基本原則」

「自治の基本理念」とは、「民主主義の原理」を踏まえ、地方自治（住民自治・団体自治）を確立し、その推進を図ることであり、「自治の基本原則」とは、この基本理念を前提として、自治を推進するにあたって守るべき基本ルールということができる。

ここでいう「民主主義の原理」とは、国民が主権をもち、自分たちのための政治を行うという政治原理、すなわち、憲法の基本理念である「主権在民主主義」（主権が国民に帰属し、直接・間接に国民の総意に基づいて政治が行われる体制）に基づく政治原理である。市のレベルで云えば、市民は主権者として、政治・行政の主体であるということを意味し、市政は、市民の意思と責任において行わなければならないという政治上の根本原理である。

④ 第3章「豊かな地域環境の創造」

第3章の「豊かな地域環境の創造」では、人ととのつながりを大切にし、協働によって豊かな地域環境を創造し、誰もが安心し、楽しく生活していくまちを目指すことについて明らかにしている。越谷市自治基本条例の特色のある章である。

⑤ 第4章「市民・コミュニティ組織」

第4章の「市民・コミュニティ組織」では、市政に参加する権利、市政に関する情報を知る権利、各種の行政サービスを受ける権利や「こども」の市政への参加について明らかにするほか、市民相互の人権尊重、地域での交流、まちづくりへの参加などの市民の責務について明らかにしている。

また、自治を推進する上で大きな役割を担う地域コミュニティ組織と市民活動団体をコミュニティ組織として位置づけ、その役割として、地域や社会の課題解決に取り組むことについて明らかにしている。

⑥ 第5章「議会・市長等」

第5章の「議会・市長等」では、議会、議員、市長および市職員の責務について明らかにしている。

また市政運営の原則として、①効率的・効果的で透明性のある市政運営、②行政サービスの向上と市民福祉の増進、③分かりやすい情報提供、④政策や施策の立案・実施、評価のそれぞれの過程での説明責任、⑤法令等の自主的解釈と運用、⑥国や県、他の自治体との連携・協力を掲げるほか、財政運営、行政評価、組織のあり方、災害等における危機管理についても基本的な考え方について規定している。

⑦ 第6章「参加と協働」

第6章の「参加と協働」では、参加と協働の仕組みと市民の主体的な公共活動への支援について、基本的な考え方を明らかにしている。

また、意見公募手続き（パブリック・コメント）と市政に直接参加する仕組みとも云える住民投票について明らかにしている。住民投票の請求については、その対象を「市内に住所を有する年齢満18歳以上の者」としている。

市の将来を左右する重要事項について、若い世代を含めた幅広い住民を対象とした住民投票を目指す、地方自治法の定める制度とは別の越谷市独自の制度である。

⑧ 第7章「条例の実効性の確保」

第7章の「条例の実効性の確保」では、自治基本条例の実効性を確保するため、市長の付属機関として自治基本条例に関する推進会議を設けるとともに、条例の内容について検証し、必要に応じて見直しをすることについて明らかにしている。

自治基本条例は制定しただけではなく、条例が適正に運用され、その法的使命を十分發揮しているか、また、この条例に基づいて、「市民」「議会」「市長

等」がそれぞれの役割をしっかりと担っているかを検証するため、市長の諮問機関として「推進会議」を設置することについて規定しており、審議会として、組織の設置の必要性に特にこだわって議論を重ね、規定した条項である。

なお、この推進会議は、自治基本条例推進会議設置条例（平成21年9月の議会に上程されたが、議会内でのいろいろと議論があり不成立に終わり、同年12月の議会に再提案して成立し、平成22年4月から施行となった）に基づき、平成22年4月に設置され、公募委員8人、自治会・コミュニティ推進協議会のコミュニティ組織から推薦された者4人、学識経験者3人の計15人の委員で構成されている。

この2年間の在任中、都合14回の会議を開催しましたが、来年度は、より多くの市民の参画を得るために、委員を一部入れ換えて、引き続き新たな課題について調査・審議していくことになっている。

※ 自治基本条例推進会議の報告書（平成22年度）――「自治基本条例の実効性を確保するための課題について」――

「参加と協働による“自治のまちづくり”を着実に推進するために、推進会議の所管事項である、①自治基本条例の適切な運用に関する事項と、②自治基本条例の普及に関する事項について、越谷市の現状と課題についての分析を踏まえ、全般的な観点から調査・審議され、自治基本条例推進会議設置条例第2条第2項の規定（自治基本条例の適切な運用、普及、見直し等に関し、市長に意見を述べることができる）に基づき、平成23年2月、市長への建議と云う形での市長へ進言する報告書を市長に提出した。その内容は次とおりである。

1. 「自治基本条例の適切な運用」について

- (1) 「条例等の体系化」として、①既存の条例等との整合性の確認・検証（分野別的基本条例の確認・検証および自治基本条例制定後に新たに制定された条例の確認・検証）
- (2) 「進捗状況の確認」として、①運用に関するアクション・プランの策定の検討（「自治力」、「市民力」、「地域力」等をキーワードとした進捗状況の確認および「自治の推進」「豊かな地域環境の創造」という条例の2つの基本目標に着目した進捗状況の確認）
- (3) 「自治の基本原則（参加・協働・情報共有）を推進する仕組みづくり（地域協働ポータルサイトの設置の検討、市政でも相談窓口の設置の検討、およびコミュニティ組織の活動拠点の整備の検討）

2. 「自治基本条例の普及」について

- (1) 「若い世代への普及の取り組み」として、①市内の大学との連携、②小・中学生、高校生および大学生への普及活動
- (2) 「地域コミュニティ組織への普及の取り組み」として、自治会・コミュニティ推進協議会などへの普及活動
- (3) 「市民活動団体への普及の取り組み」として、①NPO団体などの市民活動団体への普及活動、②市民活動つなげる会・越谷、越谷市男女共同参画支援センターの登録団体などとの連携
- (4) 「幅広い市民を対象とした普及の取り組み」として、①「広報方針」（アクション・プラン）の検討、②市民大学や市の主催事業での普及活動、③自治のまちづくりニュースの発行、④「広報こしがや季刊版」などへの定期的な記事の掲載、⑤「自治基本条例講座（越谷市民学）」の開催、⑥自治基本条例の愛称・キャッチコピーの検討、⑦「こしがや自治の日」制定の検討

※ 自治基本条例推進会議の答申（平成23年度）――「自治基本条例の普及等について」――

更に、平成23年度は、市長から「自治基本条例の普及について」の諮問があり、先般、平成24年1月に市長に答申した。その内容は次とおりである。

1. 基本的考え方

自治基本条例の普及についての基本的考え方として、次の3つをあげている。

- (1) 自治基本条例と日常の市民生活（暮らし）や地域での活動等との結びつきを具体的に示すこと
- (2) 自治基本条例の普及には、条例の内容を深く理解し、参加・協働および情報共有による自治のまちづくりを積極的に進めていく市民の存在が不可欠になること
- (3) 自治基本条例を普及させていくための拠点となる場が重要な役割を果たすことをあげている。

2. 具体的方策

この基本的考え方を踏まえ、その具体的な方策として、次の5つを提言している。

- (1) 子ども版パンフレットの活用
- (2) 自治基本条例の愛称・キャッチフレーズおよび「自治の日」等の制定
- (3) シンボジウム等のイベントや市民講座・学習会等の開催および既存のイベント等の活用
- (4) 自治基本条例ハンドブック等の作成
- (5) 市民活動支援センター（本年6月開館）の活用

などをついて提言した。

なお、今年、市では、自治基本条例についての「子ども版パンフレット」を小学校6年生向けに作成したが、その際、内容や活用等について推進会議の意見を十分踏まえて作成した。

◎ おわりに

昨今、全国の多くの市町村において、自治基本条例の制定の動きが着実に広がりつつあることは、我が国の地方自治の進展にとって極めて好ましい状況と云える。

先般、越谷市においても、自治基本条例が制定・施行されたことは、市民自身が、市民としての認識を新たにする上で、その意義は大きい。

しかし、自治基本条例の制定は、今後の越谷市政にとって、たしかに大きな第一歩ではあるが、それはあくまで、“明日の越谷・まちづくり”に向かっての中間地点・一里塚に過ぎず、最終的には、これがいかに有効に機能して、より良い市政の実現に結びついていくことができるか否かで決まる。

自治基本条例を制定しただけでは何の意味もない。これを「絵に描いた餅」に終わらせないためにも、その実効性を確保するための手立て、すなわち、制定後のフォロー・アップの取り組みが何よりも大切である。

つまり、自治基本条例の制定・施行によって、越谷市政のどこがどう変わったのかを市民が日々の暮らしの中で実際に肌で感じ、そのことをとおして、市民一人一人が、市政を自分たちにとってより身近な存在として更めて感じ、市政に対してこれまで以上の関心と愛着、夢と希望をもつ中で、自分たちのまちとして、愛し、誇れるようなより良いまちの実現に向けて、行政や議会と一緒にになって支えるべきものだという認識を持つて貰うことが重要である。

自治基本条例の制定・施行を一つのきっかけとして、一人でも多くの市民が、「公のことにはまったく無関心で、市政のことは専門の公務員や議員に委かせ、ただ、行政サービスを受けさえすればよいといった受け身型の『おまかせ市民』」から、「自分たちのまちづくりは、自分たち自身で考え、行動するという意欲をもって、市政や地域社会に積極的に参加し、協働する能動的な『みずから市民』」へと変わっていくチャンスにして欲しいと思う。

また、市民の一部には、「行政に対して自分たちの利害得失のみを優先して個人エゴ向き出しの無理な要望・要求をしたり、意見は云うが行動を伴わない云い放しの利己的・無責任型の『身勝手な“自己ちゅー(自己中心)”市民』」もいないわけではなく、これをきっかけに、市民の一人として義務や責任を自覚し共に支えていこうとする意識をもって、市民全体の利害・幸せ、地域社会や他人のこととも念頭に置きながら行動する良識・協調型の『皆んなの“お互い”市民』へと脱皮していって欲しいと思う。

私たち越谷市民は、この機会をとらえて、今後、より主体的、より積極的に市政に参加・参画し、行政と協働するなど、実際の行動につなげていくと同時に、条例制定以後の市の具体的取り組み、あるいは、それによってまちづくりがどれだけ適切かつ強力に推進されたかといった成果等、今後の展開について息長く見守っていくなど、しっかりとフォローしていく義務と責任がある。

そのような観点からすれば、今後、越谷市自治基本条例推進会議は、①自治基本条例について考え・建議していく“進言隊”として、②また自治基本条例をより広め、根づかせていく“仕掛け隊”として、③更には、条例のその後の進捗状況を検証・チェックしながら、自治基本条例の存在価値・機能を確かめ、育てる“見守り隊”として、その役割を果たしていかなければならず、責任は極めて大きいと思う。

今まさに「天の時」、市民自身が、市民としての認識を新たにするためのまたとない絶好のチャンスと云えよう。

自治基本条例の制定・施行を機に、市民の市政に対する積極的な活動がより活性化され、それによって、私たちのまち・越谷が、今後、更にすばらしいまちへと飛躍・発展していくことを心から期待する。